

## お 知 ら せ

### プリンター用トナーカートリッジの取扱いについて

平素から調達課が発注する物品等に係る調達事務に御理解と御協力をいただきお礼を申し上げます。

トナーカートリッジの納品にあたっては、仕様書に適合した製品を納入していただいているところではありますが、一部メーカーの純正トナーカートリッジにおきまして、推奨使用期限のシールが剥がれた状態で納入された事例がございました。

純正品及び純正リサイクル品のトナーカートリッジについては、プリンターが故障した場合、メーカー保証の対象となる製品を納入していただくことを条件としていますので、このような製品を納入した場合、仕様に適合しないこととなります。

また、製造から相当の年数が経過した純正トナーカートリッジを納入したことが原因で、プリンターが故障した場合も、同様にメーカー保証の対象となりません。

つきましては、トナーカートリッジの仕様等を、次のとおり取り扱うこととしますので、御留意をお願いします。

#### 記

#### 1 富士ゼロックス製、富士通製の純正トナーカートリッジ

仕様を「納入期限から推奨使用期限まで1年以上のもの」とします。

#### 2 ブラザー製の純正トナーカートリッジ

仕様を「製造年月日から納入期限まで1年以内のもの」とします。

※ シールが剥がれているなど、推奨使用期限又は製造年月日が確認できない場合は、検査不合格とします。

#### 3 その他メーカーの純正トナーカートリッジ

製造から相当の年数が経過したトナーカートリッジを使用した場合、プリンターの故障が想定され、修理費用の負担などの契約トラブルが発生すると考えられることから、「使用期限の有無を確認するなど、メーカー保証の対象となる製品」であることを確認の上、適正な納品をお願いします。

#### 4 純正品以外のリサイクルトナーカートリッジ

当該製品を使用したことによりプリンターが故障した場合、メーカー保証の対象となりませんが、分離爪の破損などの不良製品又は製造から相当の年数が経過した製品を使用したことにより、プリンターが故障した場合、納入業者に修理費を負担して頂くこととなります。

また、納入品には、製造会社・販売会社を明記し、製造物責任が発生した場合の連絡先を明らかにするようお願いします。